

問 221 区分番号「J038」人工腎臓の注 14 に規定する透析時運動指導等加算について、人工腎臓を算定している患者に対して、療養上必要な運動指導等を実施した日に限り算定できるのか。

(答) そのとおり。

【人工呼吸】

問 222 区分番号「J045」人工呼吸の「3」5時間を超えた場合について、開始日からの日数に応じて評価が細分化されたが、令和4年3月31日以前に旧医科点数表における「3」5時間を超えた場合を算定していた患者であって、同年4月1日以降も当該処置を継続するものに係る起算日については、どのように考えればよいか。

(答) 旧医科点数表における区分番号「J045」人工呼吸の算定を開始した日を起算日とする。

【ネブライザ】

問 223 副鼻腔内陰加圧ネブライザ、喉頭及び喉頭下ネブライザ及びアレルギー性鼻炎に対する鼻腔ネブライザを同一日に実施した場合、それぞれについて区分番号「J114」ネブライザを算定可能か。

(答) 算定不可。主たるもののみについて算定すること。

【治療用装具採型法】

問 224 区分番号「J129-3」治療用装具採寸法については、「既製品の治療用装具を処方した場合には、原則として算定できない」こととされているが、区分番号「J129-4」治療用装具採型法について、既製品の治療用装具を処方した場合は、算定可能か。

(答) 算定不可。

【周術期栄養管理実施加算】

問 225 第2章第10部手術の通則第20号に規定する周術期栄養管理実施加算について、専任の管理栄養士以外の者が栄養管理を行った場合であっても算定可能か。

(答) 算定不可。

問 226 第2章第10部手術の通則第20号に規定する周術期栄養管理実施加算について、術前に行う栄養管理を、患者の入院前に外来において実施しても差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問 227 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算の施設基準における常勤の管理栄養士は、区分番号「A 2 3 3 - 2」栄養サポートチーム加算等における専任の常勤管理栄養士と兼務することは可能か。

(答) 可能。

問 228 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、当該加算を算定する患者が、特定集中治療室管理料等を算定する治療室に入室した場合、早期栄養介入管理加算は算定可能か。

(答) 算定不可。

問 229 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、患者が手術中に死亡し、術後の栄養管理が実施できなかった場合であっても算定可能か。

(答) 術前の栄養管理を実施している場合であれば、算定可。

問 230 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、区分番号「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料の注 11 に規定する入院栄養管理体制加算及び早期栄養介入管理加算は別に算定できないこととされているが、区分番号「A 2 3 3 - 2」栄養サポートチーム加算又は区分番号「B 0 0 1」の「10」入院栄養食事指導料は算定可能か。

(答) 算定可。

問 231 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、「術前・術後の栄養管理を適切に実施した場合に算定する」こととされているが、術前の栄養管理には、緊急手術を実施する当日に実施した栄養管理も含まれるのか。

(答) 要件を満たす栄養管理を実施している場合は含まれる。

問 232 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、「周術期における栄養管理の計画」を作成することとされているが、第 1 章第 2 部入院料等の通則第 7 号に規定する栄養管理体制の基準における栄養管理計画をもって代えることはできるか。

(答) 当該栄養管理計画の作成に当たって、周術期栄養管理実施加算の留意事項

通知において「静脈経腸栄養ガイドライン」等を参考として含めることとしている必要な項目を記載している場合は、「周術期における栄養管理の計画」を別に作成する必要はない。

問 233 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、術前に行う栄養管理を、患者の入院前に外来において実施する場合、外来における栄養管理と入院後の栄養管理を同一の管理栄養士が実施する必要があるか。

(答) 同一の管理栄養士が実施する必要はないが、専任の管理栄養士が実施すること。

問 234 第 2 章第 10 部手術の通則第 20 号に規定する周術期栄養管理実施加算について、一連の入院期間中に、全身麻酔を伴う複数の手術を実施した場合、当該加算の算定はどのように考えればよいか。

(答) 当該加算は、一連の入院期間中に実施された手術のうち主たるものについて、1 回に限り算定すること。

【緊急整復固定加算、緊急挿入加算】

問 235 区分番号「K 0 4 6」骨折観血的手術の注に規定する緊急整復固定加算及び区分番号「K 0 8 1」人工骨頭挿入術の注に規定する緊急挿入加算（以下単に「緊急整復固定加算及び緊急挿入加算」という。）の施設基準における「関係学会等と連携」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

(答) 現時点では、日本脆弱性骨折ネットワークのレジストリに症例を登録することを指す。

問 236 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算の施設基準における「多職種連携を目的とした、大腿骨近位部骨折患者に対する院内ガイドライン及びマニュアル」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 例えば、

- ・ 術後管理の観点から、整形外科以外の診療科の医師との連携
- ・ 骨粗鬆症に対する薬物治療の観点から、薬剤師との連携
- ・ 早期のリハビリテーションの実施の観点から、理学療法士との連携
- ・ 誤嚥防止の観点から、看護師との連携
- ・ 骨粗鬆症に対する栄養指導の観点から、管理栄養士との連携
- ・ 退院又は転院支援の観点から、社会福祉士との連携